

コロナウイルス感染禍対応関連の税務、Go To キャンペーン ほか

1 10月までの売上集計をなるべく早く行い、次のことを検討しましょう

売上高の減少程度によって、適用可能な制度として次のものがあります((2)は小規模事業者の場合です)。

(1) 土地以外の固定資産税の負担がある事業者の場合 (事務所通信本年9月号をご参照ください。)

確認事項 : 2月~10月のうち、連続する3か月間の売上高が前年同期比で30%以上減少したか
⇒ 固定資産税の軽減に該当する場合の手続きを開始する必要があります。

(2) 課税売上高が1千万円前後の事業者の場合

確認事項 : 2020年2月~2021年1月までの期間で、1か月以上の任意の期間の収入が、前年同期比で概ね50%以上減少したか

特例の適用により、課税期間開始後であっても、届出することで申告期限までに消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことができます。

国税庁サイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

2 Go To キャンペーンの税務

(1) 「Go To トラベル」等の事業者側の税務

支援を受けるのは旅行や買い物をする人なので、事業者側では全額が課税売上となります。

現金	11,440円	売上	17,600円	(課税売上)
未収入金	6,160円			(例:17,600円の旅行の場合)

(2) 利用者側の税務 個人の場合

国からの支援額は、「一時所得」に該当します。一時所得は、他には地域振興券、ふるさと納税の返礼品、生命保険契約等に基づく一時金などがあり、年間50万円超で課税対象となることにご留意ください。

(3) 利用者側の税務 事業者が出張等で利用していた場合

事業者で全額を課税売上にするので、利用者側も全額課税仕入にできると思われます。

なお、「法人の出張手配を目的とした予約は割引の適用外とする。」となりましたので、購入時にはご注意ください(「Go To トラベル事業 Q&A 集(10月30日時点)」Q57)。



3 国税庁サイトに「税務相談チャットボット」が開設されました

国税庁の「税について調べる」のサイトに、「**チャットボット(ふたば)に質問する**」が開設されました。

チャットボットとは、AIによる自動会話プログラムのことです。こちらがページ下部の空欄に質問を入力すると、会話調で何らかの返答をしてくれます。

現時点では、次の2つがメニュー登録されています。



(1) **令和2年分年末調整について (10月28日~12月28日まで対応)**

(2) **令和2年分確定申告について (令和3年1月中旬開始予定)**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>

制度の概要的な質問に回答してくれる程度で、複雑な質問に回答できるわけではありません。しかしこのページを見れば良いか迷う場合に、まずここで聞いて(入力して)、試してみたいかがでしょうか。

@ 11月の予定

11/10・10月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30・9月決算法人の確定申告

・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <http://kuronuma-ac.jp/>E-Mail info@kuronuma-ac.jp